

三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成30年10月31日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画の承認について
- 議第 2号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について
- 議第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第 4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 5号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について

報告事項

- 報第 1号 第3調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 農政対策部会の結果報告について
- 報第 3号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- 報第 4号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
- 報第 5号 農地潰廃通報について
- 報第 6号 作付変更届について
- 報第 7号 農地法第3条の3第1項の届出について

農業委員出席委員 18名

- | | |
|--------------|--------------|
| 2番 阿部 眞佐雄 委員 | 3番 小川 弘樹 委員 |
| 4番 渡邊 勝夫 委員 | 5番 田邊 敦子 委員 |
| 6番 三師 満夫 委員 | 7番 五十嵐 秀一 委員 |
| 8番 小林 茂宏 委員 | 9番 坂井 浩行 委員 |
| 10番 原田 勝 委員 | 11番 渡邊 一英 委員 |
| 12番 廣川 哲也 委員 | 13番 清野 秀作 委員 |
| 14番 佐藤 秀樹 委員 | 15番 佐藤 一富 委員 |
| 16番 藤田 吉則 委員 | 17番 熊倉 睦 委員 |
| 18番 田邊 稔 委員 | 19番 佐藤 裕雄 委員 |

農業委員欠席委員 1名

- 1番 野崎 文夫 委員

推進委員出席委員 17名

飯塚 栄三千 委員	稲田 守 委員
井上 利弥 委員	内山 清 委員
内山 敏雄 委員	刈屋 一夫 委員
蒲澤 利嗣 委員	蒲澤 正 委員
北澤 正之 委員	栗原 一郎 委員
捧 幸伸 委員	長谷川 浄二 委員
原田 孝一 委員	松岡 博一 委員
吉田 精一 委員	吉田 昇 委員
渡邊 正 委員	

推進委員欠席委員 1名
大桃 伸之 委員

職務のため出席した事務局職員

事務局 長	清水 学
経営基盤係 長	早川 実
経営基盤係主任	長谷川 義隆
臨時職員	渡辺 真那

午前9時30分 開会及び開議

(午前9時30分 三條新聞社傍聴)

議長（佐藤会長代理）

それでは、時間になりましたので、定例総会を開会いたします。

(挨拶 略)

これより会議に入ります。

最初に、出席状況を申し上げます。定員19名のところ、現在員19名、出席18名、欠席1名で会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名いたします。7番、五十嵐秀一委員、13番、清野秀作委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

議事に入る前に皆さんにお諮りをしたいと思います。議第1号に議事参与の制限に該当する方がいらっしゃいますが、三条市農業委員会会議規則第14条ただし書きに基づき、皆様のご同意をいただいで、議事を進めてまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（佐藤会長代理）

それでは、ご同意をいただきましたので、そのように進めさせていただきます。

それでは、早速議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』ご説明をいたします。

議案23ページをご覧ください。今月の申請は、新規設定17件、面積16万6,046㎡、再設定55件、面積24万456,06㎡、合計では72件、面積40万6,502,06㎡であります。

それでは、戻りまして、1ページの48番から順にご説明をいたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10a当たり賃借料につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

48番から50番までの3件は相対で、それぞれ新規に利用権を設定するものであります。

48番は、曲淵2丁目地内の農地2筆、992㎡。

49番は、柳沢地内の農地1筆、1,861㎡。

50番は、下保内地内の農地13筆、5,484㎡。

以上3件は相対で、新規にそれぞれ利用権を設定をするものであります。

2ページをお願いいたします。51番から6ページの64番までの14件、合計面積15万7,709㎡は、農地中間管理事業に伴い、公益社団法人新潟県農林公社が新規に10年間、利用権を設定するものであります。

それでは、51番から順にご説明をいたします。51番は、東本成寺地内外の農地計8筆、1万4,491㎡。

52番は、東鱈田地内の農地1筆、1,228㎡。

53番は、東本成寺地内外の農地計10筆、1万5,451㎡。

54番は、金子新田地内の農地1筆、2,995㎡。

55番は、北野新田地内の農地3筆、1万9,378㎡。

56番は、白山新田地内の農地7筆、2万1,816㎡。

4ページをお願いいたします。57番は、白山新田地内の農地4筆、1万9,367㎡。

58番は、西中地内の農地11筆、1万6,023㎡。

59番は、帯織北地内の農地3筆、1万3,947㎡。

60番は、東本成寺地内の農地4筆、4,096㎡。

61番は、井栗地内の農地10筆、8,009㎡。

62番は、駒込地内外の農地計6筆、1万4,133㎡。

6ページをお願いいたします。63番は、上保内地内の農地2筆、1,235㎡。

64番は、上保内地内の農地11筆、5,540㎡。

以上、14件は新潟県農林公社が新規に10年間、利用権を設定するものであります。

次の65番から23ページの119番までの55件につきましては再設定でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果を報告願います。

第3調査部会長は、私の隣に着席願います。

2番、阿部眞佐雄委員。

第3調査部会長（2番阿部眞佐雄委員）

おはようございます。それでは、第3調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第3調査部会では、10月23日午前9時より厚生福祉会館第1集会室におきまして部会員と佐藤会長代理出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前10時33分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、新規設定17件、再設定55件、合計件数72件、面積40万6,502.06㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、新潟県農林公社が利用権設定をする案件以外の58件につきましては、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、また新潟県農林公社が利用権設定をする14件につきましても、いずれも農地中間管理事業を推進し、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図ることから、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（佐藤会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。なお、委員の質問等の発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いします。

しばらくにしてご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（佐藤会長代理）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（佐藤会長代理）

続きまして、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』ご説明をいたします。

26ページをご覧ください。今月、三条市長から意見を求められている案件は新規設定13件、面積15万7,709㎡、利用権移転1件、面積1万560㎡、合計では14件、面積16万8,269㎡であります。

なお、議第2号参考としまして、本年7月1日現在の借り受け希望者リストを送付させていただきましたが、議案25ページの9番の借り受け人外1名の方につきましては、7月1日現在の借り受け希望者リストには掲載をされておりませんが、今後予定をしております臨時募集に応募され、配分計画の県公告予定日の平成30年12月28日までに掲載される予定となっております。

それでは、配分計画（案）をご説明いたします。24ページにお戻りをいただき、1番から順にご説明をいたします。一番左側の番号欄の括弧内に記載しております番号は、先ほどご審議をいただきました議第1号『農用地利用集積計画の承認について』に対応する番号でございます。

なお、借り受け人、契約の種類、期間及び10a当たり賃借料、受け人の状況につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

1番は、議第1号の51番、袋地内外の農地計3筆、5,997㎡。

2番は、51番及び60番、東本成寺地内の農地7筆、6,646㎡。

3番は、51番、吉田地内の農地2筆、5,944㎡。

4番は、52番、東鱈田地内の農地1筆、1,228㎡。

5番は、53番、東鱈田地内の農地1筆、780㎡。

6番は、同じく53番、東本成寺地内の農地3筆、3,035㎡。

7番は、53番、54番及び58番、金子新田地内外の農地計18筆、3万654㎡。

8番は、55番、北野新田地内の農地3筆、1万9,378㎡。

9番は、56番及び57番、白山新田地内の農地11筆、4万1,183㎡。

10番は、61番、井栗地内の農地10筆、8,009㎡。

11番は、63番及び64番、上保内地内の農地13筆、6,775㎡。

12番は、59番、帯織北地内の農地3筆、1万3,947㎡。

13番は、62番、駒込地内外の農地計6筆、1万4,133㎡。

以上13件は、それぞれ記載の借り受け人に新規に貸し付けしたいとするものでございます。

次の14番は、平成29年10月の総会におきまして異議ないものとして同年12月に県公告がされました利用配分計画のうち、記載の白山新田地内外の農地計3筆、1万560㎡について、耕作者の変更がありましたので、その残存期間について利用権移転するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（佐藤会長代理）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果報告を願います。

2番、阿部眞佐雄委員。

第3調査部会長（2番阿部眞佐雄委員）

議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、新規設定13件、利用権移転1件、合計件数14件、面積16万8,269㎡で、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、全件異議ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長（佐藤会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

廣川委員。

12番（廣川哲也委員）

3番の件につきましてちょっと詳細に、許可になる事由についてご説明を願います。

議長（佐藤会長代理）

はい。

事務局（清水事務局長）

それでは、3番の受け人の〇〇〇〇さんでございしますが、これについてはまだ農地所有適格法人ではございませんが、農林課のほうへ農業経営計画を提出され、それに基づき借り受け人希望者リストに登載をされているということでございまして、それで許可ができるというか、承認ができるというところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤会長代理）

廣川委員。

12番（廣川哲也委員）

農業委員会においては、例えば農機具が確保されているんだとか農舎が用意されているんだとか、こういったものをつくるんだとかという確認はされておりますでしょうか。

議長（佐藤会長代理）

はい。

事務局（清水事務局長）

基本的にこの〇〇〇〇の代表の方個人で農業をやっておられまして、会社のほうに機械等を貸し付けるということでございますので、これは確認しているところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤会長代理）

廣川委員。

12番（廣川哲也委員）

そうしますと、会社といえども別なわけじゃないですか。私が例えば新規参入をして農地を取得して、〇〇〇〇さんに全部委託して、それでいいのかという問題が残るんじゃないかなと思うんですよね。よその人から施設を貸してもらってやってもらうという形さえ整えれば許可ができるというふうに見られる可能性があるんじゃないかなと思うんです。しっかりとした基盤があって参入するんであればいいけれども、個人だとか、別な会社にというような、施設を借りてやる方がいいのかどうかということをもう少し事前に検討していただければというふうに思います。

議長（佐藤会長代理）

はい。

事務局（清水事務局長）

ご質疑のほうは受けとめさせていただきたいと思いますが、基本的には借りて、やっ
てはならないというようなことはございませんので、これはどういう形態であっても、
この作業が重複するようなことのないよう、利用をしっかりと考えてやっていただければ、
これは許可なり承認なりはできるものというふうに考えてございます。

ただ、今廣川委員がおっしゃられたとおり、その内容、それについてはもう少し私ども
も申請があった際には精査をしながら聞き取り調査、そういうことをやってまいりたい
というふうに考えてございます。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤会長代理）

廣川委員、いいでしょうか。

1 2 番（廣川哲也委員）

はい。

議長（佐藤会長代理）

小川委員。

3 番（小川弘樹委員）

ちょっと制度上の質問になってしまうんですけども、中間管理機構、賃貸、対価がも
ともとの貸し手の中間管理機構に貸す金額と同じになるんですけども、それはどういう
手続上、そうなるのかというふうに思います。そういうものなんでしょうか。この対価
自体はどこで、誰が決めるんでしょうかということです。

議長（佐藤会長代理）

事務局。

事務局（清水事務局長）

これについては、基本的に本来農地中間管理事業の利用権設定であれば、出し手と受
け手の人は直接会わないのが基本になっていきますけども、実際には農林公社の職員はそ
んなに多くございませんので、農協のほうで、一応はこのくらいの金額でどうでしょ
うかというのを出し手、借り手、ある程度マッチングさせたところで農林公社のほうへ農
地中間管理事業を利用するというので報告をさせていただいて、これに基づいて利用
配分計画が当事者同士のほうで策定をされ、これについて農業委員会の意見を求められ
ているというような仕組みになっているところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤会長代理）

ほかにありませんでしょうか。

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から異議ないものと認めることで答申します。

議長（佐藤会長代理）

続きまして、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』ご説明をいたします。

28ページをご覧ください。今月の申請は5件で、合計面積2万1,718㎡であります。

27ページにお戻りをお願いいたします。25番は、土場地内の農地3筆、2,732㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

なお、本件につきましては譲り渡し人の方が今年18日に発生をしました火災で亡くなられ、相続人の方に意向を確認したところ、亡くなられた被相続人の方の遺志を尊重して、このまま進めてほしいということでございましたので、このままきょうの総会にかけさせていただくところでございます。

申請中に譲り渡し人が死亡した場合の許可の取り扱いにつきましては、判例等において有効とされているところであり、許可に基づく所有権移転につきましては相続登記完了後に行わなければならないことになっておるところでございます。

案件の説明を続けさせていただきます。26番は、猪子場新田地内の農地2筆、1,017㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

27番は、茅原地内の農地7筆、1万6,082㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

28ページをお願いいたします。28番は、栄荻島地内の農地1筆、723㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

29番は、大島地内の農地4筆、1,164㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、贈与により取得するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（佐藤会長代理）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果報告を願います。

2番、阿部眞佐雄委員。

第3調査部会長（2番阿部眞佐雄委員）

議第3号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの4件、贈与によるもの1件、合計件数5件、面積2万1,718㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

議長（佐藤会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

熊倉委員。

17番（熊倉 睦委員）

最初の議第2号の件ですけれど、承認されていないと思うんですけども。

議長（佐藤会長代理）

ああ、そうですか。失礼しました。

17番（熊倉 睦委員）

もしできれば今の議第3号と一緒に諮られては。

事務局（清水事務局長）

はい。

議長（佐藤会長代理）

ほかに何か無いでしょうか。

先ほどミスをしてしまいましたが、議第2号と今、議第3号についてお諮りをいたします。ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおりを決めるにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（佐藤会長代理）

ありがとうございました。

それでは、異議ないものと認めます。

議長（佐藤会長代理）

議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

議案の説明に入る前に、大変申しわけございませんでした。事務局のほうでフォロー

すべきところを、私のほうが間違いまして、申しわけございません。

改めまして、それでは議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明をいたします。

30ページをご覧ください。今月の申請は6件で、合計面積2,602㎡であります。

29ページにお戻りを願います。72番は、南四日町4丁目地内の農地1筆、737㎡を売買により取得し、駐車場24台の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、嵐南公民館南西200m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

73番は、西本成寺1丁目地内の農地1筆、197㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、本成寺保育園南西300m付近で、都市計画用途地域の第2種中高層住居専用地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

74番は、直江町3丁目地内の農地1筆、198㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円あります。場所につきましては、国道8号直江町3丁目交差点北西500m付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

75番は、塚野目3丁目地内の農地1筆、316㎡を賃貸借権の設定により、西側既存宅地120.37㎡と一体利用し、自動車板金工場1棟及び通路の用地として利用したいものです。場所につきましては、塚野目保育所北東300m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

30ページをお願いいたします。76番は、北入蔵2丁目地内の農地2筆、751㎡を売買により取得し、貸し住宅3棟及び駐車場9台の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円あります。場所につきましては、三条東病院北側200m付近で、500m以内に医療施設及び教育施設があり、かつ申請地東側市道に水道・ガス管が埋設されていることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

77番は、新堀地内の農地1筆、403㎡を売買により取得し、住宅1棟及び駐車場3台の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円あります。場所につきましては、栄中学校北東400m付近で、500m以内に教育施設及び医療施設があり、かつ申請地東側市道に水道・ガス管が埋設されていることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（佐藤会長代理）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果報告を願います。

2番、阿部委員。

第3調査部会長（2番阿部眞佐雄委員）

議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数6件、面積2,602㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、新潟県農業会議への諮問につきましては不要と判断しました。

以上です。

議長（佐藤会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

小川委員。

3番（小川弘樹委員）

74番のように登記地目と現況地目が異なるというのは、どうしてなるんですか。

議長（佐藤会長代理）

はい。

事務局（清水事務局長）

基本的には、報告の中でもありますけども、作付変更等をやられた場合、登記の地目、台帳の地目が異なることになるんですが、登記地目は田んぼのまま、それを客土をして畑にしたり、それから今までも、これからはないと思うんですが、以前であると、生産調整の中で転作をする、要は転作物をつくるという場合に客土の場所を田んぼのまま畑にする場合、そういった場合についてはしようがなく、法律の義務行為ではないのですが、私ども農業委員会とすると、届け出をいただいてやっていく。ただ、届け出全部が出てきているものではないですけれども、一応個々人のほうでこういった生産調整の面が出るという場合は畑と記載されているようなもの、これが農家台帳のほうも合わせてほしいと言われたものですから、登記田、現況畑で行わせていただきました。

以上であります。

3番（小川弘樹委員）

ありがとうございました。

議長（佐藤会長代理）

ほかにありませんでしょうか。

それでは、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりを決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（佐藤会長代理）

それでは、異議ないものと認め、全件許可することといたします。

議長（佐藤会長代理）

続きまして、議第5号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第5号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』ご説明をいたします。

農業振興地域整備計画の変更については、ご就任をいただいていた5月総会でもご説明させていただきましたが、案件の前にいま一度簡単にご説明をさせていただきたいと存じます。農業振興地域整備計画の変更、いわゆる農振除外につきましては、農林課で6月と12月の年2回受け付けを行い、当農業委員会には7月と1月に意見照会をされているところでございます。しかし、農舎や農機具格納庫など農業用施設については、除外ということは年2回ではなくて、軽微変更として農用地区域内の区分の変更、農地であるか農業施設であるかという区分の変更として、農地では軽微変更という取り扱いで農林課においては随時相談を受けながら、その農業の実態区分を随時受け付けを行って、受け付けを行った直近の農業委員会に意見照会をしているところでございます。

それでは、説明に入らせていただきます。31ページをお願いいたします。今回、意見照会のありました案件は、栄地区の軽微変更1件でございます。位置につきましては、32ページの変更（案）箇所箇所詳細図をご覧くださいと思います。申請者は〇〇〇〇さんで、岡野新田地内で農業を営んでおります。申請地は、岡野新田1031番のうち、面積77㎡で、台帳地目は畑、現況地目も畑でございます。今回の軽微変更は、農機具格納庫1棟の用地として利用したいとするものでございます。

説明は以上であります。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（佐藤会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑の前に調査部会の調査結果報告をお願いします。

2番、阿部眞佐雄委員。

第3調査部会長（2番阿部眞佐雄委員）

議第5号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』は、栄地区における軽微変更1件、面積77㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、変更やむを得ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長（佐藤会長代理）

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

熊倉委員。

17番（熊倉 睦委員）

よく畑とか田んぼのところで農舎建てますよと言って、その後に車庫なり宅地なりが見られる経緯が昔は多々あったものですから、できれば担当地域の委員さん、推進委員さん、今後の経緯のあれを監視をしていただいで、本当に農舎を建てるのか、それをきちんと確認をしていただきたいなと思っております。農舎で許可した後に変更になると、またうちのほうも許可がありますので、適宜申請のほうよろしく願いいたします。

以上です。

事務局（清水事務局長）

ご意見のほう、心配していただいで、また担当の委員さんのほうから意見をいただきたいというふうに考えております。今回ののは何番の内、内番ですので分筆していないので大丈夫かなと思っております。例えば200㎡以下のものでこういう軽微変更を行って、それで農地転用許可不要案件として200㎡以下の農機具格納庫、それから農家の畜舎であるとか、そういったものであると、許可不要案件としてうちのほうに届け出いただいた形でできると思います。そうすると建物が建って、実を言うと許可がなくても法務局のほうで地目変更登記を受け付けられると。実は私が二十四、五年前に農振を担当していたときにそういうのがあって、確かに最初は農舎を建てられました。その後、地目変更されて住宅が建ったということもありましたので、そういうことのないよう、またこの辺は改めて適正にやっていきたいというような形でやらせてもらいたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

17番（熊倉 睦委員）

よろしく願いいたします。

議長（佐藤会長代理）

ほかに。

それでは、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりを決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（佐藤会長代理）

それでは、変更やむを得ないものと認めることで答申します。

第3調査部会長は、自席へお戻り願います。

議長（佐藤会長代理）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいでおりますので、省略をいたします。

議長（佐藤会長代理）

それでは、報第2号『農政対策部会の結果報告について』、部会長より報告願います。

農政対策部会長は、私の隣に着席願います。

10番、原田勝委員。

農政対策部会長（10番原田 勝委員）

改めておはようございます。農対部長の原田です。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、農政対策部会は10月19日の午後1時半より厚生福祉会館第1集会室において、部会員11名のほかに佐藤会長代理の出席を得まして開催いたしました。

議題は、9月28日開催の農業委員会総会で付託を受けました『平成31年度三条市農林関係施策の要望について』であります。

審議の結果、報第2号『農政対策部会の結果報告について』のとおりでありまして、市長に要望することといたしました。なお、要望項目は昨年と同じく10項目といたしました。

それでは、2ページ以降の要望事項について、昨年度との主な変更点についてご説明いたします。2ページの1、地域農業の活性化対策について、これにつきましては中ほどにあります(2)、「産業として成り立つ農業の確立について」ですが、昨年度は「利益を追求し雇用を生み出せる経営体質にするため、引き続き、市内農業者や農業生産法人等に対し、先進農業者等による経営体質の改善や営業・販売力の強化に向けた指導を実施し、」とした部分を今年度は「価格決定力のある農業者や利益を追求し雇用を生み出す持続可能な農業法人等の育成について、引き続き、先進農業者等による営業力・販売力の習得支援や経営体質の改善等に向けた指導を実施し、」と改めました。

続いて、(3)の「多面的機能支払交付金事業」についてですが、2ページの最後の行から始まる、「また、米政策の見直しにより、今後、耕作放棄地の増加が懸念されることから、農地の保全を図るため、多面的機能支払交付金の拡充を図るよう、国に対して要望していただきたい」のこの部分を「また、農村地域の高齢化や人口減少、米政策の見直し等により、耕作放棄地の増加が懸念されることから、農地の保全を図るためにも、多面的機能支払交付金の拡充を図るとともに、地域が使いやすい交付金事業になるよう、交付要件の緩和等について国に対して要望していただきたい」といたしました。

続いて、4ページの(4)、「環境にやさしい、安心・安全な農業について」は、後段部分にあります「土壌改良材への転用などの活用も含め、処理方法の調査・研究を進めていただきたい」の前段に「籾殻のバイオマスの利用可能について調査し、活用できるシステムの構築に向けた研究等の推進を図るとともに、」をつけ加えて、改めました。

以上、昨年度との主な変更点について説明させていただきました。また、関係施策の要望につきましては、来る11月7日水曜日午前11時10分から会長代理、農政対策部会の正副部会長で市長に面会して提出する予定となっております。

以上、農政対策部会からの報告を終わります。

議長（佐藤会長代理）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がありましたらご発言願いたいと思います。

3番、小川弘樹委員。

3番（小川弘樹委員）

今の説明の中の（3）の「多面的機能支払交付金事業」の地域の使いやすい交付金事業というお話がありましたけれども、どの辺のあたりを想定されているんですか。

事務局（清水事務局長）

私のほうからお答えをさせていただきたいと思いますが、詳細まで私のほうで説明できるわけではないんですが、かなり要件が、26年から多面的機能支払交付金事業というのが始まりまして、地域の皆さんで農道であるとか、それから水路の泥上げであるとか、こういったものに使っていただくためにできた交付金でございまして、一応今年30年度が最終年度ということになっていて、ただ地域の皆さんから聞くと、地域が決まったんだけど、地域の維持、村の祭りの役員さんに出てきてもらったりとか、そういったのもできれば、地域を守っていくためには必要なものだといいところ認めてほしいというようなご意見もある中で、やっぱりそれはちょっと維持活動にも当たらないというような面もあったりして、ただそうはいっても地域で守るためには、地域の役員さんに出てきてもらうために、ある程度こういうことも含めてできないかというような要望も農林課のほうに来ているところでございますので、そういったのも含めて、来年度から始まるまた多面的の新たなものについて農地だけでなく、地域を守っていくために必要なものについて利用のしやすい形をお願いをしたいというのが趣旨でございますので、具体的な形でちょっと説明できないので申しわけないのですが、一応そういったところで、何でもというわけにはいきませんが、出資活動を行う上で必要なものにはこの交付金を充てることができるようにしていただきたいというのが趣旨でございます。よろしく願いいたします。

議長（佐藤会長代理）

小川委員、よろしいでしょうか。

3番（小川弘樹委員）

はい。

議長（佐藤会長代理）

ほかに何かありませんか。

それでは、報第2号『農政対策部会の結果報告について』を終わります。

農政対策部会長は、自席へお戻り願います。

議長（佐藤会長代理）

続きまして、報第3号から報第7号まで、続けて事務局より報告願います。

事務局（清水事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（佐藤会長代理）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたらご発言いただきたいと思います。

ご発言が無いようですので、報告事項を終わります。

議長（佐藤会長代理）

続きまして、来月の調査部会開催案内を申し上げます。

第1調査部会長、11番、渡邊一英委員。

第1調査部会長（11番渡邊一英委員）

来月は、第1調査部会の当番でございます。11月26日午前9時から厚生会館第3集会室で会議を開催いたします。関係委員は、出席をお願いします。

議長（佐藤会長代理）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は30日を予定しております。

なお、30日は午後1時から委員県内一日研修を予定しておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、長時間にわたってご審議をいただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午前10時25分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長代理

議事録署名委員（ 7 番）

議事録署名委員（ 1 3 番）
